

市内中小企業者の皆様へ



みよし市

中小企業奨学金返還支援補助金

を活用して、
さらなる従業員の確保に取り組みませんか！？

みよし市では、奨学金を支払っている従業員を支援している中小企業
を対象に、補助金を交付します！！

- 補助額 支払った奨学金返還のための手当等の 50%
- 支援対象者 1 人につき **最大 8,500 円/月**（最長 5 年間）

【補助対象事業者の要件】

- ① 市内に事業所を有し事業を行っている中小企業者
- ② 奨学金の返還を支援する制度を設けていること

※事前に補助対象事業者として市に登録する必要があります。

【支援対象になる方の要件】

- ① 大学等の在学中に奨学金を借入れ、返還が必要な方
- ② 市内の事業所に配属されている方（正規・非正規雇用の別は問いません）
- ③ 補助金を申請する年度の 3 月 31 日時点で 35 歳未満の方

愛知県の「中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助制度」を活用することで、
最大 8 年間の補助を受けることも可能です。

補助金の利用を検討する際には一度下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

みよし市 市民経済部 産業振興課
〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
TEL (0561) 32-8015 FAX(0561)34-4189
E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

